#### 付属文書1

## インターネット取引監督管理弁法

(意見募集稿)

#### 第一章 総則

第1条 インターネット取引活動を規範化し、インターネット取引の秩序を保護し、各当事者の合法的な権益を保証し、インターネット取引の持続的かつ健全な発展を促進するため、「電子商取引法」等の法律、行政法規及び市場監督管理の職責に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内のインターネット取引活動は、 本弁法を適用する。

金融系の製品とサービス、情報ネットワークを利用した ニュース情報、音声・動画番組、出版、文化商品等のコン テンツを提供するサービスには、本弁法を適用しない。

関連市場監督管理規定ではインターネット取引の監督 管理について別途規定がある場合、その規定を適用する。

本弁法でいうインターネット取引は、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し、又はサービスを提供する経営活動をいう。

第3条 インターネット取引事業者は、経営活動に従事す

るにあたり、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、法律、法規、規則及び本弁法を遵守し、公認の商業モラル、社会の公序良俗を守り、市場競争に公平に参加し、政府と社会の監督を受けなければならない。

第4条 市場監督管理部門は、オンライン・オフラインの経営活動を平等に取り扱い、オンライン・オフラインの統合管理を実施し、オンライン・オフライン経営活動の公平な競争、融和的な発展を促さなければならない。

第5条 インターネット取引の業界団体を設立することを 奨励、支持し、本団体の定款に従って業界の自主規制に取 り組み、業界規範を設立、整備し、業界の信用構築を推進 し、産業の事業者が市場競争に公平に参加するよう監督、 誘導する。

第6条 インターネット取引事業者、インターネット取引の業界団体、消費者等が共同でインターネット取引市場のガバナンスに参加することを奨励、支持し、インターネット取引プラットフォーム事業者が市場監督管理部門との情報共有を強化し、多方面の参加、協働管理、規範化された秩序あるインターネット取引の市場ガバナンスシステムの構築を推進することを奨励、支持する。

# 第二章 インターネット取引事業者 第一節 一般規定

第7条 本弁法でいうインターネット取引事業者は、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品の販売又はサービスの提供にかかわる事業活動に従事する自然人、法人、非法人組織をいい、インターネット取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者及び自前に構築したウェブサイト、その他のネットワークサービスを通じて商品を販売し、又はサービスを提供するインターネット取引事業者を含む。

本弁法でいうインターネット取引プラットフォーム事業者は、インターネット取引活動において、取引の当事者双方又は多数の当事者にインターネット営業場所、取引媒介、情報発信等のサービスを提供し、取引の当事者双方又は多数の当事者が単独で取引活動に取り組めるようにする法人又は非法人組織をいう。

本弁法でいうプラットフォーム内事業者は、インターネット取引プラットフォームを通じて、商品を販売し、又はサービスを提供するインターネット取引事業者をいう。

第8条 「電子商取引法」第10条の規定により、登記を 行う必要がない事業者を除き、インターネット取引事業者 は、法により市場主体登記を行わなければならない。

インターネット取引事業者は、事業活動に従事するにあたり、法により行政許可を取得する必要がある場合は、法により行政許可を取得しなければならない。

インターネット取引事業者は、法律、法規、国務院決定 の規定に反し、許可なしに事業を行ってはならない。

第9条 インターネット取引事業者は、企業、個人事業主 又は農民専業合作社への登記を申請する場合、市場主体登 記管理に関する規定に従い、市場監督管理部門に市場主体 の登記を申請しなければならない。

第 10 条 インターネット取引事業者は、個人事業主への登記を申請する場合は、インターネット営業所を営業場所として登記することを許可する。2 以上のインターネット取引プラットフォームにおいて事業活動を行う場合は、それが事業活動を行うすべてのインターネット営業所について、登記機関に登記を行わなければならない。恒常的な居住地を住所として登記することを許可し、個人の住所所在地の県、自治県、区を設けない市、市轄区の市場監督管理部門をその登記機関とする。

第 11 条 インターネット取引事業者は、そのウェブサイトのトップページ又は事業活動を行うホームページの目立つ位置に、その営業許可証に記載された情報、営業活動に関する行政許可の情報又は前述の情報のリンク先を継続的に表示しなければならない。

インターネット取引事業者が電子営業許可証を使用して、営業許可証の情報を公表することを奨励する。

第12条 「電子商取引法」第10条の規定により、市場主

体登記の必要がないインターネット取引事業者は、そのウェブサイトのトップページ又は事業活動を行うホームページの目立つ位置に、法により市場主体登記の必要がない状況の自己表明及び営業住所、連絡先等の情報又は前述の情報のリンク先を継続的に表示しなければならない。

本弁法の第11条第1項及び第12条第1項に定められた 公開した情報に変更が生じた場合、インターネット取引事 業者は、情報の変更が生じた日から20日以内に更新しな ければならない。

第 13 条 インターネット取引事業者は、インターネット 取引活動を自ら終了する場合、遅くともその 30 日前まで にそのウェブサイトのトップページ又は事業活動を行う ホームページの目立つ位置に、インターネット取引活動を 終了する公告等の関連情報を継続的に表示し、かつ関連す る事業者と消費者の合法的な権益を保証するために必要 な措置を講じなければならない。

第 14 条 インターネット取引事業者が販売する商品又は 提供するサービスは、人身、財産の安全の保証にかかる要件と環境保全にかかる要件に適合していなければならず、 法律、行政法規により取引が禁止されている商品又はサービスを販売又は提供してはならない。

第 15 条 インターネット取引事業者は、商品又はサービスの情報を全面的に、偽りなく、正確かつ適時に開示し、

消費者の知る権利と選択権を保証しなければならない。

インターネット取引事業者は、架空取引、ユーザー評価のねつ造、ユーザーからのマイナス評価の削除等により、 虚偽の又は誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を騙し、誤 導してはならない。

第 16 条 インターネット取引事業者は、商品を販売し、 又はサービスを提供する場合、消費者に営業住所、連絡先、 商品又はサービスの数量と品質、価格若しくは料金、履行 期間と方法、輸送方法、決済形式、返品・交換の方法、安 全に関する注意事項、取扱注意事項、アフターサービス、 民事責任等の情報を提供し、安全保証措置を講じて取引の 安全性と信頼性を保証し、かつ約束又は消費者との取決め に従って、商品又はサービスを提供しなければならない。 第 17 条 インターネット取引事業者は、商品を販売し、 又はサービスを提供するにあたり、価格を明示しなければ ならない。

インターネット取引事業者は、虚偽の又は誤解を招く価格表示形式若しくは価格の手段を利用して、消費者又はその他の事業者がそれと取引を行うよう騙し、誘導してはならない。

第 18 条 インターネット取引事業者は、商品を販売し、 又はサービスを提供するにあたり、国の関連規定又は商習 慣に従って領収書等の商品購入の証憑又はサービス証票 を消費者に向けて発行しなければならない。消費者が領収書等の商品購入の証憑又はサービス証票を請求した場合は、インターネット取引事業者はそれを発行しなければならず、拒否し又は条件を加えてはならない。

第 19 条 インターネット取引事業者は、消費者の興味や趣味、消費習慣、閲覧履歴等の個人の特徴に基づいて、それに商品又はサービスの検索結果を提供し、又は商業的情報を表示する場合は、同時に目立つ形で消費者にその個人の特徴に関係のない選択項目を提供し、消費者の合法的な権益を尊重し、平等に保護しなければならない。

インターネット取引事業者は、消費者に広告又は商業的情報を発信する場合、「広告法」、「反不正当競争法(不正競争防止法)」、「消費者権益保護法」等の関連規定を遵守しなければならない。

第 20 条 インターネット取引事業者は、抱き合わせ販売 又は複数の選択方法により、消費者に商品を販売し、又は サービスを提供する場合は、目立つ形で消費者に注意を促 さなければならず、抱き合わせ販売又は特定の商品又はサ ービスの選択を、消費者が黙認により同意する選択項目と してはならない。また、消費者が当該商品又はサービスに 対する知る権利と選択権を自ら行使できることを保証す るための必要な措置を講じなければならない。

第21条 インターネット取引事業者は、事業活動におい

て定型条項を使用する場合は、法律、法規、規章の定めに 適合させ、公平の原則に従って取引の当事者双方の権利と 義務を確定し、目立つ形で消費者にそれと重大な利害関係 がある条項について注意を促すとともに、消費者からの要 求に基づいて説明をしなければならない。

インターネット取引事業者は、定型条項等の方式により、 消費者の権利を排除又は制限し、事業者の責任を軽減又は 免除し、消費者の責任を重くする等の消費者にとって不公 平で、非合理的な規定を設けてはならず、定型条項を利用 し、技術的な手段を借りて取引を強制してはならない。

第22条 インターネット取引事業者は、事業活動において 消費者又は事業者の情報を収集、使用する場合は、適法性、 正当性、必要性の原則を守り、情報の収集、使用の目的、 方式、範囲及び収集、使用の規則を明示し、かつ被収集者 の同意を得なければならず、法律、法規の規定及び双方の 取決めに違反して情報を収集、使用してはならない。

インターネット取引事業者は、消費者の個人情報を収集、 使用する場合は、逐次消費者の同意を求めなければならず、 一括授権の方式で消費者の同意を得てはならず、消費者が 当該インターネット取引活動に関係のない個人情報の収 集に同意しないことを理由として、それに商品を販売し、 又はサービスを提供することを拒否してはならない。

インターネット取引事業者及びその職員は、知り得た消

費者の個人情報又は事業者の営業秘密を厳格に保持しなければならず、漏えいし、売却し又は他人に不法提供してはならない。また、必要な措置を講じて、情報のセキュリティを確保し、情報の漏えい、紛失を防止しなければならない。情報の漏えい、紛失が生じ、又は生じる恐れがある場合、直ちに救済措置を講じなければならない。

第 23 条 インターネット取引事業者は、ユーザーによる情報の検索、訂正、削除及びユーザーの登記抹消の方式、手続きを明示しなければならず、ユーザー情報の検索、訂正、削除及びユーザーの登記抹消に不合理な条件を設けてはならない。

インターネット取引事業者は、ユーザーから情報の検索 又は訂正、削除を申請した場合は、身元を確認した後、速 やかにユーザー情報の検索又は訂正、削除を実行しなけれ ばならない。ユーザーが登記を抹消した場合は、インター ネット取引事業者は、直ちに当該ユーザーの情報を削除し なければならない。法律、行政法規の規定又は双方の取決 めにより保存する場合は、その規定に従わなければならない。 い。

第 24 条 インターネット取引事業者は、その技術的優位性、ユーザー数、関連業界の制御能力及びその他の事業者の当該インターネット取引事業者に対する取引上の依存度等の要素により、市場支配的地位を有する場合は、市場

支配的地位を濫用し、競争を排除、制限してはならない。 第25条 市場監督管理部門が「電子商取引法」及びその 他の法律、行政法規の規定により、インターネット取引事 業者に対し、関連インターネット取引データ情報の提供を 求める場合、インターネット取引事業者は、要求に応じて それを提供しなければならない。

第 26 条 市場監督管理部門がインターネット取引事業者に対し、特定の時期、カテゴリー、地域の商品又はサービスの販売量、売上高等の統計資料の提出を求めた場合、インターネット取引事業者は、要求に応じてそれらを提出しなければならない。

第二節 インターネット取引プラットフォーム事業者 第27条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、 公開、公平、公正の原則を遵守し、プラットフォームのサ ービス協定及び取引規則を制定し、プラットフォームへの 加入、脱退、商品とサービスの品質保証、消費者の権益保 護、個人情報保護等に関する権利と義務を明確にしなけれ ばならない。

第28条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、 そのトップページの目立つ位置に、プラットフォームのサービス協定及び取引規則情報又は前述の情報のリンク先を継続的に表示し、かつ事業者と消費者が簡単、完全に閲 覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。 第29条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、 プラットフォームのサービス協定及び取引規則を修正す る場合は、そのトップページの目立つ位置で意見を公募し、 各当事者が速やかかつ十分に意見を述べるための合理的 な措置を講じなければならない。修正内容は、実施前の少 なくとも7日前に公示しなければならない。

プラットフォーム内事業者が修正内容を受け入れず、プラットフォームからの脱退を求める場合は、インターネット取引プラットフォーム事業者はこれを阻止してはならず、修正前のサービス協定及び取引規則に従って関連の責任を負わなければならない。

第30条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、サービス協定、取引規則及び技術等の手段を利用して、プラットフォーム内事業者のプラットフォーム内における取引、取引価格及びその他の事業者との取引等に対して不合理な制限を加え、若しくは不合理な条件を付加し、又はプラットフォーム内事業者から不合理な料金を徴収してはならない。

第31条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、信用評価制度を構築、整備し、信用評価規則を公表し、消費者にプラットフォーム内で販売される商品又は提供されるサービス及びプラットフォーム内事業者に対して評

価する手段を公開しなければならない。

インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内で販売される商品又は提供されるサービス及びプラットフォーム内事業者に対する消費者からの評価を削除してはならない。

第32条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、商品又はサービスの価格、販売量、信用等に基づいて、複数の方式で消費者に商品又はサービスの検索結果を表示しなければならない。広告ランク、データに基づく自動的な広告枠の購入(プログラマティックバイイング)等の方式で表示された商品又はサービスについては、消費者が識別できる方式で「広告」と明示しなければならない。

第33条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、インターネット取引の特徴に基づいて、市場主体登記が必要な事業者のために登記を行い、プラットフォーム内事業者が法により情報の公表の義務を履行するために、支援と利便性を提供しなければならない。

第34条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームに加入申請し、商品を販売し、又はサービスを提供する事業者に対し、その身元、住所、連絡先、行政許可等の真実の情報を提出するよう求めるとともに、照合検査、登記を行い、記録を作成し、定期的に確認、更新しなければならない。

プラットフォームに加入申請し、商品を販売し、又はサービスを提供する事業者が、前項に定める情報を提供できず、又は提供した情報に不備があり、真実でない、又は提供した情報の照合検査、登記が完了していない場合は、インターネット取引プラットフォーム事業者は、その事業活動にプラットフォームにかかるサービスを提供してはならない。

インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームに加入し、商品を販売し、又はサービスを提供する非事業者ユーザーにサービスを提供する場合は、本節規定を遵守しなければならない。

第35条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、 目立つ形で、それがプラットフォーム上で実施する自営業務とプラットフォーム内の他の事業者が実施する業務及び「電子商取引法」第10条の規定により、市場主体登記の必要がない事業者と市場主体登記が必要な事業者が実施する業務をそれぞれ区別して表示し、消費者の知る権利を保証しなければならない。

第36条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、 プラットフォーム上で表示された商品、サービスの情報、 取引情報を記録、保存するとともに、情報の完全性、機密 性、利用可能性を保証しなければならない。商品、サービ スの情報、取引情報の保存期間は、取引が完了した日から 少なくとも3年とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第37条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームに加入して商品を販売し、又はサービスを提供する事業者及びそれが表示する商品とサービスの情報について検査・監視制度を構築しなければならず、プラットフォーム内事業者及びそれが販売する商品又は提供するサービスが市場監督管理にかかる法律、法規、規章及び本弁法の規定に違反する行為があることを発見した場合は、法により必要な処置を講じるとともに、関連する情報の記録を保存しなければならない。法律、法規、規章により、市場監督管理部門への報告が必要な状況である場合は、インターネット取引プラットフォーム事業者はさらに、法によりプラットフォームの所在地にある市場監督管理部門に報告しなければならない。

第38条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者が市場監督管理にかかる法律、法規、規章及び本弁法に定める行為に違反する行為について警告、サービスの一時停止若しくは終了等の処理措置を取る場合、処理措置を決定した日から24時間以内に、プラットフォーム内事業者が事業活動を行うホームページの目立つ位置にその旨を表示し、プラットフォーム内事業者の店舗名称、違法行為、処理措置、公示期間、公布時間

等の情報を明記しなければならない。

第39条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者に対して警告、サービスの一時停止等の処理措置を講じた場合、警告、サービスの一時停止等の処理措置が期間満了する日まで継続的に公表しなければならない。プラットフォーム内事業者がサービス終了の処理措置を行った場合、事業者が実際にプラットフォーム内の事業活動を終了する日まで継続的に公表しなければならず、かつ30日を下回ってはならない。

第40条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、各西暦年度内に少なくとも半年ごとに、その住所の所在地の県級の市場監督管理部門にプラットフォーム内事業者の身分情報を提出しなければならない。その年の 6 月 30 日より前に設立、登記されたインターネット取引プラットフォーム事業者は、設立、登記された翌半期からプラットフォーム内事業者の身分情報を提出しなければならない。その年の 6 月 30 日以後に設立・登記されたインターネット取引プラットフォーム事業者は、設立・登記された翌年度(西暦)から、プラットフォーム内事業者の身分情報を提出しなければならない。

上級の市場監督管理部門又は国家市場監督管理総局は、 インターネット取引プラットフォーム事業者に対し、それ にプラットフォーム内事業者の身分情報を直接提出する よう求めることができる。

インターネット取引プラットフォーム事業者が市場監督管理部門にプラットフォーム内事業者の身分情報を提出する頻度を増やすことを奨励する。

- **第 41 条** インターネット取引プラットフォーム事業者が 提出するプラットフォーム内事業者の身分情報は、次に掲 げる内容を含む。
- (一) 法により、すでに市場主体登記を行ったインターネット取引事業者の営業許可証、行政許可、連絡先、インターネット店舗名称、インターネット営業場所等の情報。
- (二)「電子商取引法」第10条の規定により、法により市場主体登記の必要がないインターネット取引事業者の氏名、身分証明書番号、営業住所、連絡先、インターネット店舗名称、インターネット営業場所等の情報。
- 第 42 条 市場監督管理部門が調査や証拠収集の必要により、インターネット取引プラットフォーム事業者に、プラットフォーム内事業者の身分情報、プラットフォーム上で表示された商品又はサービスの情報、取引情報の提供を求めた場合、インターネット取引プラットフォーム事業者は、これに協力、協調しなければならず、隠蔽、責任転嫁、妨害、拒否をしてはならない。
- 第 43 条 市場監督管理部門が、プラットフォーム内で市 場監督管理にかかる法律、法規、規章及び本弁法の規定に

違反する行為を発見し、法により、インターネット取引プラットフォーム事業者に対し、必要な措置を講じてこれを制止するよう求めた場合は、インターネット取引プラットフォーム事業者は、これに協力、協調しなければならず、隠蔽、責任転嫁、妨害、拒否を行ってはならない。

### 第三章 消費者の権益保護

第 44 条 消費者は、生活上の消費需要のために、インターネット等の情報ネットワークを通じて商品を購入し、サービスの提供を受ける場合は、その合法的な権益は「消費者権益保護法」、「インターネットでの購入商品の7日間無条件返品に関する暫行弁法」等の法律、法規、規章及び本弁法の保護を受ける。

第 45 条 インターネット取引事業者は、便利で有効な苦情申立て、通報の仕組みを構築し、苦情申立て、通報の方式等の情報を公表し、苦情、通報を速やかに受理し、処理しなければならない。

第 46 条 インターネット取引に関する消費者紛争の処理において、インターネット取引事業者は、その身分情報、オリジナルの契約書、取引記録等の情報を提供しなければならない。インターネット取引事業者が前述の資料を紛失、偽造、改ざん、破棄、隠蔽し、又は提供を拒否したことにより、市場監督管理部門が事実を究明できなくなった場合

は、インターネット取引事業者は、相応の法律責任を負わなければならない。

第 47 条 消費者がインターネット取引プラットフォーム で商品を購入し、又はサービスの提供を受け、プラットフォーム内の事業者と紛争が生じたときは、インターネット 取引プラットフォーム事業者は、消費者に積極的に協力し、その合法的な権益を保護しなければならない。

プラットフォーム内の事業者がその身分情報、オリジナルの契約書、取引記録等の情報を紛失、偽造、改ざん、破棄、隠蔽し、又は提供を拒否した場合は、インターネット取引プラットフォーム事業者は、真実で、完全な前述の情報の提供に協力しなければならない。

第 48 条 インターネット取引プラットフォーム事業者が オンライン紛争解決の仕組みを構築し、紛争の解決ルール を制定、公表し、自由意志の原則に基づき、公平、公正に 当事者間の紛争を解決することを奨励する。

第49条 インターネット取引プラットフォーム事業者が、 インターネット取引の発展と消費者権益保護に有利な商 品、サービス品質保証の仕組みを構築することを奨励する。

インターネット取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム内の事業者と合意により消費者権益保証金を設ける場合は、双方は、消費者権益保証金の引出金額、管理、使用、返還方法等について明確な取決めを行い、かつ

消費者に消費者権益保証金の引出金額、賠償規則等の関連 事項を公表しなければならない。

消費者がインターネット取引プラットフォーム事業者に先行賠償責任の負担を求めるとき、及びインターネット取引プラットフォーム事業者が賠償後にプラットフォーム内の事業者に求償するときには、「消費者権益保護法」の関連規定を適用する。

#### 第四章 監督管理

第 50 条 県級以上の市場監督管理部門は、法律、法規、 規章及び本弁法の規定に従い、インターネット取引の監督 管理の責任を担う。

インターネット取引プラットフォーム事業者の所在地とプラットフォーム内事業者の所在地にある県級以上の市場監督管理部門は、インターネット取引の監督管理・法執行協力を強化しなければならない。

第 51 条 県級以上の市場監督管理部門は、法により抜取 検査等の手段を通じて、ビッグデータ技術、情報化監督管 理の手段を総合的に活用し、インターネット取引の監督管 理を強化する。

第 52 条 県級以上の市場監督管理部門は、業務の必要に 応じて、インターネット取引監督管理情報システムを構築 する場合は、国家市場監督管理総局が決定するデータの基 準とオンライン・オフライン統合管理の要件を満たさなければならない。

第 53 条 県級以上の市場監督管理部門は、インターネット取引事業者に対して信用監督管理を実施し、事業者の市場主体登記、行政許可、抜取検査、経営異常リスト、違法・信用失墜企業リスト、行政処罰等の情報を信用記録に記入する。国家企業信用情報公表システムを通じて統括し、法により前述の情報の中の企業関連情報を公表しなければならない他、市場監督管理部門の公式ウェブサイト、インターネット検索エンジン、事業者のウェブサイトのトップページ又は事業活動を行うホームページの顕著な位置等に前述の情報を表示することができる。

県級以上の市場監督管理部門は、関連規定に従い、他の 部門と信用情報を共有し、信用を失墜した事業者について 懲戒措置を共同で実施することができる。

- 第 54 条 県級以上の市場監督管理部門は、違法の嫌疑があるインターネット取引行為について調査・処分を行うとき、法により、次の各号に掲げる職権を行使することができる。
- (一) 違法の嫌疑があるインターネット取引行為の停止を 命じる。
- (二) 違法の嫌疑があるインターネット取引行為に関する 場所の立入検査を行う。

- (三) 違法の嫌疑があるインターネット取引行為に関する 契約書、証票、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製す る。
- (四) 違法の嫌疑があるインターネット取引行為に関する 電子データを収集、調査・取得する。
- (五) インターネット取引における違法行為を実施することが疑われる場所を閉鎖し、違法なインターネット取引行為を行うことが疑われる工具、設備、原材料、製品(商品)等の物品を押収する。
- (六) インターネット取引における違法行為を実施することが疑われる当事者に尋問する。
- (七) インターネット取引行為における違法行為の疑いがある関連の個人、法人、非法人組織に対して関連状況を調査する。
- (八) 法律、法規で講じることができると定めるその他の 措置。

県級以上の市場監督管理部門は前項に定める措置を講じて、法により承認を申請する必要がある場合は、法により承認手続きを行わなければならない。

第 55 条 インターネット取引活動において、市場監督管理にかかる法律、法規、規章の規定に違反し、情状が重く、違法なウェブサイトで違法活動への従事を継続することを制止する措置を講じる必要がある場合は、県級以上の市

場監督管理部門は、ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に、法により当該違法ウェブサイトへのアクセスサービスを一時的に遮断し、又は停止する命令を下すよう申請することができる。

県級以上の市場監督管理部門は、インターネット取引事業者に対して業務停止・粛清を命じる行政処分を下した後、当該違法ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に、法により当該違法ウェブサイトへのアクセスサービスを一時的に遮断し、又は停止する命令を下すよう申請することができる。

県級以上の市場監督管理部門は、インターネット取引事業者に対して生産・業務の停止、許可証の抹消、営業許可証の抹消を命じる行政処分を下した後、当該違法ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に、法により当該違法ウェブサイトを閉鎖するよう申請することができる。第56条 県級以上の市場監督管理部門は、通信管理部門に違法ウェブサイトへのアクセスサービスの一時遮断、停止、又は違法ウェブサイトの閉鎖を命じるよう申請するための具体的な手続きを、関連文書の規定に準じて行う。

#### 第五章 法律責任

第57条 インターネット取引事業者は、本弁法の第11条 第1項、第12条、第13条、第23条第1項の規定に違反 した場合は、「電子商取引法」第76条第1項の規定により 処罰する。そのうちのインターネット取引プラットフォー ム事業者については、「電子商取引法」第81条第1項の規 定により処罰する。

第58条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第11条第1項、第12条、第13条、第23条第1項の規定に違反するプラットフォーム内の事業者に対して必要な措置を講じない場合は、「電子商取引法」第76条第2項の規定により処罰する。

第59条 インターネット取引事業者は、本弁法の第19条 第1項、第20条の規定に違反した場合は、「電子商取引法」 第77条の規定により処罰する。

第60条 インターネット取引事業者は、本弁法の第21条 第2項の規定に違反した場合は、「契約違法行為監督処理 弁法」、「消費者権益侵害行為処罰弁法」の規定により処罰 する。

第61条 インターネット取引事業者は、本弁法の第22条の規定に違反した場合は、「消費者権益保護法」第56条の規定により処罰する。

第62条 インターネット取引事業者は、本弁法の第25条、第26条の規定に違反した場合は、期間を定めて是正を命じ、1万元以下の過料を科す。そのうちのインターネット取引プラットフォーム事業者については、1万元以上3万

元以下の過料を科す。

第63条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第28条、第29条、第31条の規定に違反した場合は、「電子商取引法」第81条の規定により処罰する。

インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第35条の規定に違反し、目立つ形でそれがプラットフォーム上で実施する自営業務とプラットフォーム内のその他の事業者が実施する業務を区別して表示しない場合は、「電子商取引法」第81条の規定により処罰する。目立つ形でプラットフォーム内において市場主体登記の不要な事業者と市場主体登記が必要な事業者が実施する業務を区別して表示しない場合は、期間を定めて是正を命じ、1万元以上3万元以下の過料を科す。

第64条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第30条の規定に違反した場合は、「電子商取引法」 第82条の規定により処罰する。

第65条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第32条の規定に従い、消費者に商品又はサービスの検索結果を表示しない場合、期間を定めて是正を命じ、1万元以上3万元以下の過料を科す。そのうち、広告ランク、データに基づく自動的な広告枠の購入等の方式で表示された商品又はサービスに、目立つ形で「広告」と明示しない場合は、「広告法」の規定により処罰する。

第66条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第34条、第36条、第37条、第40条、第41条の規定に違反した場合は、「電子商取引法」第80条の規定により処罰する。

そのうち、インターネット取引プラットフォーム事業者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、「電子商取引法」第83条の規定により処罰する。

- (一) プラットフォーム内事業者が販売する商品又は提供するサービスが人身、財産の安全の保護にかかる要件に適合せず、又は消費者の合法的な権益を侵害するその他の行為があることを知り又は知っているはずでありながら、必要な措置を講じない。
- (二)消費者の生命の健康にかかわる商品又はサービスを 販売し、又は提供するプラットフォーム内事業者の資格・ 能力について審査義務を果たさず、又は消費者に対して安 全保障義務を果たさない。

第67条 インターネット取引プラットフォーム事業者は、本弁法の第38条、第39条、第42条、第43条の規定に違反した場合は、期間を定めて是正を命じ、1万元以上3万元以下の過料を科す。

### 第六章 附 則

第 68 条 インターネット取引を行う当事者双方、複数当

事者が単独で取引活動を実施するためにインターネット営業場所、取引媒介、情報発信等のサービスを提供するその他のインターネット取引サービス提供者、及びそれが提供するインターネット営業場所、取引媒介、情報発信等のサービスを通じて、商品を販売し、又はサービスを提供する事業者は、本弁法のインターネット取引プラットフォーム事業者とプラットフォーム内事業者の規定を適用する。第69条 本弁法の解釈権は、国家市場監督管理総局に帰属する。

第70条 本弁法は、 年 月 日から施行する。国家工商行政管理総局が2014年1月26日に公布した「インターネット取引管理弁法」は同時に廃止する。

#### 出所:

2019 年 4 月 30 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本 語仮訳を作成

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201904/t20190430 293359.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。